

「環境保全率先実行計画（第5次）」実施状況の公表

【内容】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は自らの事務・事業に関して、温室効果ガスの排出抑制に向けた計画の策定が義務付けられています。

当組合では、平成13年度から「環境保全率先実行計画」を定め、現在は令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とした「環境保全率先実行計画（第5次）」に基づき、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を推進しています。

この計画は、平成25年度を基準年度として、令和3年度から令和12年度までの10か年で、二酸化炭素などの温室効果ガスの総排出量を55%削減することを目標としています。

■基準年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量

1,391.71 t-CO₂

■令和5年度の温室効果ガス排出量

645.69 t-CO₂